



## 環境・安全

### 物干し台の処分

ベース部分がコンクリートの物干し台は、不燃・粗大ごみの日に収集することができません。環境衛生課にご連絡いただき、予約制の有料収集制度をご利用ください。

### 気泡緩衝材「プチプチ®」の回収を開始します！

川上産業(株)と使用済み気泡緩衝材、「プチプチ®」のリサイクルを推進し、廃棄物の減量、循環型社会の形成及びSDGsの達成に資することを目的とした協定を締結しました。

市役所1階総合案内前階段横に「プチプチ回収箱」を設置し、リサイクルを実施します。

#### 【回収対象】

- 付着物がないもの
- 色つきのプチプチ

#### 【回収できないもの】

- テープや紙がついたもの
- 汚れがついたもの
- 粒ではないもの



問合先 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑦番窓口) ☎939・1077

### 所得税、市・府民税の申告に必要な書類の送付及び交付

#### 国民健康保険料・後期高齢者

##### 医療保険料の納付額通知

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象です。令和7年中に納付された納付額通知をそれぞれ送付します。年金特徴(年金からの天引き)のみで納付された保険料額は記載されません。公的年金等の源泉徴収票をご覧ください。遺族年金及び障害年金から年金特徴されている方で、証明書が必要な方はお申し出ください。

発送時期 1月下旬

問合先 保険年金課収納担当(1階②番窓口) ☎939・1183

#### 介護保険料の納付確認書

介護保険料は社会保険料控除の対象です。令和7年中に納付された介護保険料の納付確認書を送付します。1年を通じて特別徴収(年金天引き)のみの方は、納付額が源泉徴収票に記載された金額と同額になるため送付いたしません。

発送時期 1月下旬

納付額は次の書類でも確認できます。  
・日本年金機構などから送付された「源泉徴収票」  
・本人控えとしてお持ちの「領収証」

問合先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164

#### 要介護認定を受けられた方の

##### 障害者控除対象者認定

対象 市・府民税、所得税の課税が見込まれる世帯の方で、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方と同程度の障害がある方、又は要介護1以上の認定を受けた方

※要支援1又は2の認定を受け、認知症により日常生活に支障のある方

は、対象となる場合があります

でお問い合わせください。

交付申請・問合先 高齢介護課高齢者福祉支援担当(1階③番窓口)

☎939・1169

#### 公的年金等の源泉徴収票

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構本部から対象の方へ送付されます。

発送時期 1月以降順次発送

対象 老齢を支給事由とする年金を受けている全ての方

※障害年金や遺族年金などは課税対象ではないため、送付されません。

問合先 天王寺年金事務所

☎06・6772・7531

## 保険・年金

### 第三者行為による傷病届

国民健康保険の加入者が、交通事故など他人(第三者)の行為によりケガなどをしたときは、加害者がその治療費を負担するのが原則ですが、やむを得ない場合は国民健康保険を使って治療を受けることができます。

その場合は、治療を受ける前に「第三者行為による傷病届」を必ず保険年金課の窓口へ提出してください。

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177



### 国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた場合は、保険料を全額納めた場合に比べ、将来の老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

免除などの期間は、10年以内であれば遡って納める(追納する)ことができ、将来受け取る老齢基礎年金を増額することができます。

問合先 天王寺年金事務所

☎06・6772・7531



広告あり

## 暮らしの情報

### 税

#### 家屋の新築・増築・取り壊し

令和7年中に新築・増築した家屋は、固定資産税・都市計画税が令和8年度から課税されます。

まだ登記をしていない家屋や、取り壊し登記を行っていない家屋は、必ず税務課まで届け出てください。

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

#### 償却資産、住宅用地、住宅建替え中の土地の申告

期間 2月2日(月)まで

##### ■償却資産の申告

法人・個人にかかわらず事業主は、令和8年1月1日現在の資産状況を申告してください。

固定資産税は、償却資産にも課税されます。

対象資産の例 構築物(門、塀、看板、アスファルト舗装など)、機械・装置(工作加工機械など)、車両・運搬具(ナンバープレートがないもの)、工具・器具・備品(机、テレビ、パソコンなど)  
※eLTAXで電子申告ができます。

##### ■住宅用地等の申告

対象 令和7年中に家屋の新築・増築・減失・用途変更、土地の分筆・合筆・地目変更などをした方

##### ■住宅建替え中の土地の申告

一定の要件を満たす場合、申告により土地税額が軽減されます。

対象 令和7年中に居住用住宅を建て替え、令和8年1月1日現在、住宅が完成していない方

問合先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062



こちら羽曳野  
けいさつ署  
☎952・1234



## 1月10日は「110番の日」

110番は、事件や事故発生時の緊急通報電話です。

緊急でない相談・要望などについては、「#9110」又は最寄りの交番などにご相談ください。いたずら110番通報は絶対にやめましょう。

### ■110番の6つのポイント

- ①どんな事件、事故か ②どこで
- ③いつごろ ④犯人の特徴は
- ⑤今どうなっているか ⑥通報者の情報

110番の際に写真や動画が送れるようになりました。



※送信時の通信費は、通報者の負担となります。

## 交通安全研修会

自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入

令和8年4月より自転車の交通違反に対して反則金(交通反則通告制度に基づく青切符)による取締りが行われます。

日時 1月16日(金) 10時~

場所 パープルホール中ホール(別館4階)

定員 先着250人

講師 羽曳野警察署

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関でご来場ください。

問合先 ●研修会に関すること

藤井寺市交通委員会(事務局 地域交通課(4階⑦番窓口))

☎939-1086)

●交通反則通告制度に関すること

羽曳野警察署 ☎952・1234



## i 各種情報

### マイナンバーカード交付及び電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 1月25日(日) 9時~12時

※上記の手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

#### 【カード交付に必要なもの】

- ・通知(ハガキ)・本人確認書類  
(下記2点はお持ちの方のみ)
- ・通知カード
- ・マイナンバーカード

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約はできません。

#### 【電子証明書の更新手続き】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当

☎939・1357

## 避難行動要支援者支援制度

### 現況確認のお願い

#### 【現況確認の提出期限】 1月30日(金)

大規模な災害が発生したときに、自力で避難することに不安があり、地域での支援などを希望する方が登録可能です。

登録者には、「現況確認のお願い」の書類を12月下旬から順次郵送しています。

#### 提出・問合先

危機管理室企画担当

(4階⑧番窓口) ☎939・1190

協働人権課広聴・協働担当

(1階④番窓口) ☎939・1331

福祉総務課障害者福祉担当

(1階⑥番窓口) ☎939・1106

高齢介護課高齢者福祉支援担当

(1階③番窓口) ☎939・1169

## □ 商工・労働

おすすめスポットを紹介する「どうみょんカード」が誕生!



道明寺天神通り商店街では、お店等の詳細な情報が掲載されているQRコードをはじめ、ご家族、お友達と一緒に対戦することができます。対戦機能がついたトレーディングカード「どうみょんカード」を配布しています。

配布場所等の詳細な情報については、QRコードで。

問合先 道明寺天神通り商店街(味大 かまばこ 篠田)  
☎072・938・1961



## i 各種情報

### 四天王寺大学地域経済研究所 エリアデザイン・ラボ オープン

藤井寺一番街商店街内にある空き店舗をリノベーション。

四天王寺大学が地域との密接な連携と協働を強化し、地域創生教育を確立することを目的として、「地域経済研究所(通称: エリアデザイン・ラボ)」を設置。

普段はコワーキングスペースとして利用できます。

問合先 四天王寺大学地域連携・研究推進センター  
✉chiiki\_kenkyu@shitennoji.ac.jp